

規制改革推進のための第 2 次答申

ー規制の集中改革プログラムー

平成 19 年 12 月 25 日

規制改革会議

本答申における【具体的施策】は、政策提言として、政府に誠実に対応を求める事項である。

なお、本答申の【問題意識】は、当会議におけるこれまでの議論を集約したものであり、広く国民の意見を聞くため問題提起するものである。

目 次

I. 「規制改革推進のための第2次答申」の決定・公表に当たって	1
II. 各重点分野における規制改革	
1 安心と豊かさの実現.....	3
(1) 医療分野.....	3
(2) 福祉、保育、介護分野.....	15
(3) 教育・研究分野.....	30
(4) 住宅・土地分野.....	47
(5) 生活・環境分野.....	63
2 地方の活力・地域生活の向上.....	68
(1) 農林水産業分野.....	68
(2) 地域振興分野.....	122
3 国際競争力強化による成長加速.....	130
(1) 貿易分野.....	130
(2) 運輸分野.....	139
(3) 金融分野.....	147
4 機会均等の実現.....	163
(1) 労働分野.....	163
(2) 雇用・就労分野.....	172
(3) 海外人材分野.....	176
(4) ネットワーク産業分野.....	182
(5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野.....	192
(6) 基本ルール分野.....	204
5 官業改革.....	207

(参考資料) 開催経過、委員名簿、専門委員名簿

② 基準認証・法務・資格分野

ア 資格制度全般

【問題意識】

経済社会が複雑化、高度化する中で、国民が諸活動を行う際に情報の偏在に伴ういわゆる情報の非対称性を可及的に除去し、国民の権利・自由と安全・安心の確保、取引の適正化等をはかるため、厳格な法的規律に服させる資格制度が設けられており、これを国民が利用することにより一定の質が確保されたサービスの提供を受けられることになっている。

その一方で、特に業務独占資格については、業務の独占、合格者数の事実上の制限、受験資格要件などの規制が設けられることで新規参入が抑制され、資格制度そのものが各種業務サービスの需給調整機能を果たす結果、市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害されるおそれがある。このため、業務独占資格については、有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定し、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当な業務範囲については他の職種の参入も認めるなど、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要がある。

各省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を更に見直すとともに、業務独占資格等の質の確保・向上、資格者の実務実績等の情報開示、懲戒処分等の適正な実施とその情報開示を推進すべきである。

イ 税理士試験の受験資格の見直し

【問題意識】

税理士試験は、簿記論及び財務諸表論、所得税法や法人税法等の税法科目が試験科目として課され、全科目とも論述式で解答する方式となっており、その試験内容は単なる知識の暗記だけでは対応できない高度な専門的学識や論理的思考力が試される内容となっている。これまで税理士試験の受験資格については、広範囲に規制緩和が行われてきたところであるが、現行の税理士試験の試験内容と

合格水準を考慮すれば、受験資格をさらに緩和しても、税理士としての厳しい適格性を有さない者が税理士試験に合格すると考えるのは困難である。一方、すでに税理士試験については、受験資格に日商簿記1級等誰でも受けられる試験の合格者が含まれているとおり、学歴等による差別はないとの考え方もある。いずれにせよ、多様な機会が与えられ、何度でもチャレンジが可能となる柔軟な社会の実現を目指して、現在政府全体で取り組んでいる「再チャレンジ」の観点から、資格取得を希望する国民に対してできる限り門戸を拓けていくことが重要である。このような認識に立ち、税理士試験の学歴等の受験資格の見直しについて速やかに検討を行うべきである。

【具体的施策】

税理士試験の受験資格については、受験資格が学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論を得るべきである。【平成20年検討・結論、21年以降措置】

ウ 社会保険労務士試験の受験資格の見直し

【問題意識】

これまで社会保険労務士試験の受験資格については、広範囲に規制緩和が行われてきたところである。しかしながら、社会保険労務士試験で課される労働社会保険諸法令に関する専門知識とは別に、文書作成能力や論理的思考能力を担保する必要があるとの理由で、依然、学歴要件等によって受験資格が詳細に定められている。これに対して、公認会計士試験や司法書士試験などの他の業務独占資格試験においては、実務を行うために必要な知識及び能力は試験によって判定するものとして、受験資格に特段の制限が設けられていないのも事実である。また、多様な機会を与えられ、何度でもチャレンジが可能となる柔軟な社会の実現を目指して、現在政府全体で取り組んでいる「再チャレンジ」の観点からは、社会保険労務士の資格取得を希望する国民に対してできる限り挑戦の機会を与えていくことが重要である。このような認識に立ち、社会保険労務士試験の受験資格について、学歴要件等の受験資格の廃止も視野に入れつつ、速やかに見直しについての検討を行うべきである。

【具体的施策】

社会保険労務士試験については、必要に応じ試験問題や試験制度全体の改革を念頭におきつつ、受験資格の見直しについて速やかに検討を行い、結論を得るべきである。【平成 20 年以降検討・結論】

エ 法曹人口の拡大等

【問題意識】

法曹人口の拡大に関しては、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされている。法曹サービスの質的向上のためには、その担い手である法曹資格者の増加等を通じマーケットが活性化され、競争による創意工夫が不断に行われることが不可欠である。国民が利用しやすくその多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためにも、法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要であるとの視点に立ち、あるべき法曹人口については、3,000 人という数字に囚われず、社会的要請等を十分に勘案しながら法曹資格者の増大により、このような要請に応えていくべきである。

その際、法曹に求められる資質も、今後ますます多様で、高度なものになると見込まれるが、法曹としての実務に必要な能力を習得する人材の育成は、法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を通じて行われるとともに、法曹としての質的向上は OJT (On The Job Training) を含め実務の場における、十分な情報公開を前提とした、競争を通じて確保されるものである。

法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証することは、良質な法曹サービスを必要とする国民にとって重大な関心事であり、そのためには、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果が公表されることが極めて重要である。この点については、「規制改革推進のための第 1 次答申」（平成 19 年 5 月 30 日）に盛り込まれ、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において既に決定されてい

る事項である。

しかしながら、現在、分析・検証を行うためのパイロット調査と称して、74校の法科大学院うち僅か6校という単に自発的な協力を申し出た法科大学院のみを対象とした、統計的には妥当性を欠いたデータを用いて調査が行われている。法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育の相関関係が適正に分析・検証され、それらの結果がそれぞれの法曹養成関係機関において法曹養成制度の改善のために有効に活用されなくてはならないことを求めた、これまでの閣議決定の趣旨に照らした場合、74校の法科大学院の全数調査に向けた取組が重要であるが、その途上における調査であっても、法科大学院又は在籍する学生を無作為抽出する方法等、少なくとも統計的データとしてはバイアスのかからない方法がとられるべきものである。したがって、一部の法科大学院の学生等に偏った情報ではなく、すべての法科大学院の学生の成績等の基礎的情報が個人情報保護に配慮したうえで収集され、分析・検証を行う関係機関で共有されることが必要不可欠であることを十分認識し、文部科学省は、すべての法科大学院から個別の学生毎の成績その他のデータを例外なく入手すべきである。それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を速やかに得るべきである。

法科大学院は、従来の司法試験という点のみによる法曹選抜の弊害を改め、21世紀に相応しい資質と能力を有する法曹を養成する重要な役割を担って創設されたものであるが、平成19年の司法試験において司法試験考査委員である法科大学院教員が、当該法科大学院の学生に対して学内で答案作成等の受験指導を行うという司法試験の公正性に疑念を抱かせる問題が発生した。この背景には、法科大学院において正課内のカリキュラムとは別に、答案練習会等の受験対策的な指導が行われるなど、制度創設の趣旨に反する「法科大学院の予備校化現象」が存在しているとの指摘もある。各法科大学院が正課内のカリキュラムにより、法曹として必要な基礎的資質、能力を涵養できるような体制が早急に整えられるべきである。

法科大学院には、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自己点検評価を行う制度のほか、法科大学院の教育活動等の質を保証するために認証評価制度（適格認定）が設けられ、5年毎に評価を受けることになっている法科大学院の依頼を受け、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（第三者評価機関）が、法科大学院の教育研究等の総合的な状況について、当該機関が定めた評価基準に基づき評価を行いその結果が公表されているが、一般に公開されている客観的情報に基づく評価では必ずしもないため、公正性、透明性の確保における問題も指摘されている。法科

大学院は、法曹の養成という公益的な役割を担うことから、財政上の特別の支援や裁判官や検察官の派遣などの措置が講じられており、納税者たる国民に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院単位での教育の成果、成績評価や修了認定の基準、司法試験の結果を含めた進路等の情報のほか、法科大学院教員の質が学術論文等の研究成果等により客観的に検証できるようにするなど、法科大学院のパフォーマンスに関する客観的な情報が詳細に公表されるよう速やかに必要な措置が講じられるべきである。それらの情報に対する外部評価等を通じて、法科大学院相互の競争が行われ自発的な創意工夫による教育内容等の向上が図られるべきである。

法科大学院には、学生数等に応じ一定の専任教員を置くことになっているが、法科大学院が創設された当初10年間（平成25年まで）においては、高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を確保することが困難であるとの配慮から、法学部等の他学部が併存する法科大学院においては、他学部との兼任であっても専任教員と見なせる時限措置が講じられている。しかし、これはあくまでも制度創設当初の暫定措置であり、法科大学院の運営の独立性や法学部等を有さない単独の法科大学院との公正性を確保するためには、更なる延長措置を講ずるべきではない。

一方、法曹資格者の資質の陶冶の観点から、資質を誘引する最も効果的な手段である司法試験については、実定法のさまざまな領域に関する資質を問うことができるよう、科目の追加・削除をするとともに、狭隘な解釈技術にとどまらず、広く法解釈や立法政策の社会経済的な影響を分析できる能力を涵養することが必要不可欠である。

予備試験の制度設計について、予備試験は試験という「点」によるチェックしかないため、「プロセス」としての法曹養成制度の中核として位置づけられる法科大学院における教育との違いに留意しつつ慎重に進めるべきとの意見がある。一方、法科大学院の場合にも、その教育内容を十分に履修しているかどうかを判断するには、ある時点でのチェックという方式しかなく、結局評価については「点」によるものとならざるを得ないという意見もある。したがって予備試験の制度設計においては、法科大学院卒業者と比べて、予備試験受験者が不利となることのないよう留意する必要がある。

【具体的施策】

- (ア) 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成22年ころまでに3,000人程度）

を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配意しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行うべきである。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努めるべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

(イ) 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努めるべきである。その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として、実施すべきであり、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行ったうえでその結果を速やかに公表すべきである。【平成 19 年度一部措置、以降継続的に実施】

(ウ) 新司法試験審査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、審査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることに鑑み、審査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにすべきである。

また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、審査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメリットもあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表すべきである。【平成 20 年度以降逐次検討・実施】

(エ) 法科大学院は、法曹の養成という役割を担う公共的な機関であることに鑑み、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研究業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進すべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

(オ) 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表すべきである。

その際、法科大学院の学生の成績等について個人情報保護に配慮したうえで、差し当たり統計的に有意な分析・検証が可能となるような十分なサンプル数が確保されることの意義を認識し、法曹養成の各プロセスを担う関係機関の連携協力を前提としつつ、分析・検証の対象数の拡大を目指すこととし、それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を得るべきである。【平成 19 年度以降逐次実施】

(カ) 今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討のうえ、その結果に基づき速やかに措置すべきである。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証すべきである。【平成 20 年度以降逐次検討、措置】

(キ) 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定すべきである。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行うべきである。【平成 19 年度以降逐次検討・実施】

また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容に

ついて必要な個人情報保護等の適切な措置を講じたうえで、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置すべきである。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。【平成20年度以降逐次検討、措置】

規制改革の推進のための第2次答申 概要

—規制の集中改革プログラム—

平成19年12月25日
規制改革会議

II-4 機会均等の実現 (5) 競争政策、基準認証、法務、資格分野

① 競争政策

○公正取引委員会の審判制度の在り方の検討

- ・ 現行の不服審査型審判方式の運用状況も踏まえつつ、公正取引委員会の審判制度の在り方について検討。
【平成19年度検討】

② 基準認証・法務・資格

○税理士試験の受験資格の見直し

- ・ 税理士試験の受験資格が、学歴等で差別されないような仕組みが十分担保されているか否かについて速やかに検討を行い、結論。
【平成20年度検討・結論、21年以降措置】

○社会保険労務士試験の受験資格の見直し

- ・ 社会保険労務士試験の受験資格の見直しについては、必要に応じ試験問題や試験制度全体の改革を念頭におきつつ、速やかに検討を行い、結論。
【平成20年度検討・結論、21年以降措置】

○法科大学院の情報公開の促進等

- ・ 国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、法科大学院の成績評価や修了認定の基準、進路等の情報、教員の研究業績等の情報を積極的に公表することを促進。
【平成19年度以降逐次実施】
- ・ 法曹養成の在り方検証のため、法科大学院の教育、司法試験結果、司法研修所の成績の相関を分析・検証し、その成果を公表。
【平成19年度以降逐次実施】